

会議録

会議の名称	西東京市立学校給食運営審議会（第4回）
開催日時	平成26年4月21日（月曜日）午後2時30分から午後4時00分
開催場所	保谷庁舎 防災センター6階 講座室2
出席者	委員：有澤会長・宍戸副会長・佐藤（文）委員・小野寺委員・小谷野委員・佐藤（栄）委員・杉原委員・可児委員・森下委員・熊谷委員・久保田委員・横田委員 事務局：宮坂課長・近藤係長・石部主事 欠席：新出委員・田中委員・立川委員・早田委員
議題	1 消費税改定に伴う学校給食費の見直しについて 2 その他
会議資料の名称	1 消費税改定に伴う学校給食費の見直しについて 2 平成26年度小学校給食費のお知らせ 3 給食費改定のスケジュール案
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>学校運営課長： 挨拶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度当初予算について <p>○事務局：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議成立の確認 出席委員12名、委員数16名で過半数に達しているため、本審議会の成立を確認 ・配布資料の確認 資料1、2とも、本審議会の意見により、検討経過について保護者に周知したものである。 ・前回（第3回）議事録の確認 事前配布した議事録（案）について修正等の意見がなかったため、本案のとおり議事録として、確定する。 ・これまでの経過 平成26年1月28日に開催された平成26年第1回教育委員会にて意見書を報告した。平成26年2月22日第2回教育委員会定例会で諮問することについて議案提出、決定した。 ・諮問文口述、会長に諮問文を渡す。 <p>議題1 消費税改定に伴う学校給食費の見直しについて</p> <p>ただいま教育委員会より諮問を受けた。諮問の内容は、給食費の改定時期と改定額についてである。本審議会は、在校生の保護者だけでなく、西東京市民全体への責任を踏まえて審議する。</p>	

○宍戸部会長（部会の報告）：

平成26年3月14日に部会を開催した。消費税率改定前の開催ではあるが、4月以降の検証方法について検討した。

検証は、以前の審議会で示した比較表を用いて行うこととする。ご飯、パン、麺のメニューを偏りがないよう複数校で検証を行う。

検証期間について、現時点では具体的な期間を定めずに行いたい。検証期間を長くすると赤字校が出てしまう可能性があるが、毎月開催される小学校の栄養士会で、給食費の執行状況や献立の工夫等について情報交換を行い、様子を見ていく。

価格表のあるものについては値動きがわかるが、野菜・果物は気候等により値動きがわからない。

青果店・地場産農家へのアンケートについて、一般物資のアンケートのような一律の質問では回答しにくいと思われる。青果店へは栄養士が情報収集し、農家は意見交換会でお話しを伺うこととする。

牛乳について、カルシウムを牛乳以外で補うことは難しく、値段が高いからという理由で牛乳をはずすことは難しい。また果物についても、ビタミンCの摂取の問題からはずすことは難しい。

○事務局：

・平成26年4月以降の価格動向等について（事務局より）

東京都学校給食会の主食の価格動向

パン：主原料、加工賃ともに値上げ

麺：主原料、加工賃ともに値上げのため、生めん・蒸中華麺・ソフトゆで麺は値上げ、冷凍うどん・冷凍細うどん・冷凍ラーメンは据え置き。

米：平成25年度は豊作により、精米・無洗米は値下げ

部会栄養士への、4月以降の価格動向聞き取り事項

- ・品物の単価が税抜き額で上がっており、使用頻度の高いものもあがっている。
- ・お買い得品として、一時的に値が下がっているものもある。
- ・検収の問題から、発注できる業者数にも限りがある。
- ・児童の成長に伴い、年度の後半には1食の量が増えるため給食費会計は厳しくなる。
- ・給食費会計の状況によっては、3月のお楽しみメニューの実施等が難しくなるかもしれない。

・スケジュール案説明

各案について、改定時期に応じて段取りをまとめたものである。

なお、審議会や部会の回数については、必要に応じて増やす事が可能である。

A案：

年度内の改定が必要な場合で、平成27年1月（26年度3学期）に1回目の改定、その後消費税率が10パーセントに改定される予定の平成27年10月に2回目の改定を行う案である。検証期間は4月～6月の約3か月間となる。検証の経過を受けて平成26年7月の次回審議会で審議を行い、年度内の改定が必要であれば、8月上旬までに中間答申が必要となる。その後、消費税率10パーセントの導入や軽減税率の導入の動向を受けて、2回目の改定を行うかどうかを審議し、改定が必要であれば平成27年2月に答申が必要となる。

B案：

年度内の改定はせず、平成27年4月（27年度1学期）に1回目の改定、その後消費税率が10パーセントに改定される予定の平成27年10月に2回目の改定を行う案である。検証期間は4月～9月の約6か月間であり、7月の審議会のあとも検証作業が続き、2学期以降の

食材価格も検証に反映できる。平成26年10月の審議会で審議し、新年度から改定を行う場合には、11月に中間答申が必要となる。この案においても、消費税率10パーセントの導入や軽減税率の導入の動向を受けて2回目の改定を行うか審議し、改定が必要であれば平成27年2月に答申が必要となる。

C案：

年度内の改定はせず平成27年10月に1回改定を行う案である。検証期間は4月～12月の約9か月間である。平成27年2月に答申が必要となる。消費税率10パーセントの導入や、軽減税率の導入の動向を踏まえて審議し改定を行うことができる。

いずれの案でも、次回の審議会は4月～6月の検証経過に基づいて改定時期を検討する大切な審議会となる。

・質疑、意見等

事務局から示されたスケジュール案にとらわれることなく、新しい案を考えてもよいので質疑、意見を伺いたい。

○委員：

いつごろまで検証できるのか。

○事務局：

当初の予想よりも価格が上昇したため給食費会計に不安は残るが、9月ごろまで検証を行うことが理想である。

○委員：

中学校給食の申し込み時期を変更する事は可能か。また、27年1月より前に給食費を改定することはできるか。

○事務局：

中学校給食の申込時期を変更する事はできない。また、27年2学期から給食費を改定する場合、2学期の中学校給食の申込時期の関係で5月6月に審議を重ねて結論をださなくてはならないため難しい。

○委員（意見）：

・余裕をもって検証し改定を行ったほうが良いと思うが、給食費会計が赤字になったり、給食の質が下がったりするのであれば、年度内の改定もやむを得ないのではないか。その場合、工夫した結果も検証結果として報告が必要である。

・検証の経過をみて審議し、給食費の執行状況に余裕があれば検証期間を長くしてはどうか。

・できれば年度初めからの改定で、回数は1回がよいと考えている。

・いずれの時期に改定しても、改定の回数は1回とした方が良いのではないか。給食費会計が赤字の場合、給食回数を減らしてはどうか。

○事務局：

給食回数は、新学習指導要領に伴い変更し現在の回数となっているため、変更するには相当の理由が必要となる。

○委員：

・A案の場合、一回目の改定に伴う改定通知の前に、保護者あてに経過報告の通知を出して欲しい。

・部会での検討内容を、審議会開催の前に情報提供してほしい。

○事務局：
配慮します。

次回の審議会開催について

全体会は7月に開催予定、6月中に審議会部会で、検証経過をまとめる。
開催日時については、調整のうえ、改めて通知する。

閉会